

2015年 9月 21日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン 「**成年後見支援センターだより**」

編集責任者 藤本 直也

〒253-0043 茅ヶ崎市元町 5-22

永井ビル3階

電話・FAX 0467-85-6660



2015年度成年後見支援センターの活動について

湘南ふくしネットワークオンブズマン成年後見支援センター長の三谷智百合です。ここ最近、成年後見支援センターでは申立て書類の作成など継続相談が多く、ご高齢の相談者の方にもわかりやすくきめ細かく支援しています。また相談支援は家裁への申立てで終了ではなく、親族後見人になった後でも継続してセンターを利用していただくように声をかけています。

民生児童委員さんを対象にした出前ミニ講座では、「任意後見制度はわかりにくい」という声もあり、今年度は市民向けに自分自身の意思を尊重していく任意後見制度についての活用講座とその後に、開所日にいらっしゃれない方のための相談会を行います。センターでは今後も相談にいらした市民の皆さまの声に耳を傾け、市民の為のセンターであり続けたいと思っています。

また法律的な相談については法人内の弁護士と月1回事例検討をしていますのでご紹介します。

こんにちは、弁護士の相川裕です。成年後見支援センターのスタッフ会議に毎月参加しています。 私は湘南ふくしネットワークオンブズマンの立上げ当初から福祉オンブズマンとして活動し、障害者 や高齢者の方々の様々な施設を訪ね、お話を伺い、当事者が自らのWISHをはぐくみ実現する過程 に寄り添い支えようと取り組んできました。センターの願いも「障害者・高齢者の方のWISHを大 切にする」ことであり、成年後見制度はそのための一つのツールと位置づけています。借地・借家に 関する問題、相続(遺言や遺産分割)の問題、施設サービス等の契約の問題あるいは虐待の問題など、 日々の暮らしの中で法的な問題にぶつかることは少なくありません。そんなとき、本人のWISHを 大切にするという立場・姿勢で取り組んでいます。市民の皆さまからのご相談に鍛えられ、もっと成 長していきたいと願っています。是非、成年後見支援センターをご活用下さい。

* 2014年度相談内容から*

成年後見支援センター(以下「当センター」といいます)の、昨年度の相談支援の 事例をご紹介します。なお、相談者のプライバシー保護と当センターの守秘義務のた め、相談者及び相談ケースを特定できないよう配慮していることにご留意ください。



- 1. 当センターでは、後見開始の審判が出て、成年後見人等(以下後見人)が活動を始めてからも、相談に応じています。家庭裁判所に提出する財産目録などの書面作成の相談に応じました。
- 2. 親族が後見人になることを希望する相談が多いのに反して、家庭裁判所ではいわゆる専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)を、後見人に選任する事例が多くなっています。親族として第三者が家庭に入ることを、なるべくなら避けたいという気持ちは理解できます。さらに専門職が後見人になった場合は、後見報酬を支払う必要が生じ、その負担も後見が終了するまで続きます。当センターでは、このような親族の希望を叶えるため、家庭裁判所に親族が後見人となる必要性などを理解してもらうための書面(上申書)の作成の相談に応じています。
- 3. 昨今の少子高齢化を反映して、親族に後見人となる適任者がいないため、専門職の後見人を希望する方もいます。そのような場合は、相談者や本人などの希望を聞いてから、各専門職の団体、若しくは茅ヶ崎市成年後見支援ネットワーク連絡協議会に参加している専門職団体の責任者など通じて、後見人の適任者(候補者)の紹介(推薦)をお願いしています。
- 4. 本人(被後見人)が、一定額以上の預貯金などを有する場合、家庭裁判所から、信託銀行の利用(後見支援信託)、または後見監督人を付することを求められます。当センターへの相談でも、後見人に選任された親族が、預金の再調査をしたところ、新たな預金が見つかったため、家庭裁判所から後見支援信託の利用を求められたとの報告がありました。後見支援信託の利用は、今後も拡大するのではないかと、当センターでも見ています。当センターでは、相談を受けた初期の段階で、成年後見支援信託と後見監督人については、相談者にその利用があり得ることをお知らせしています。
- 5. 相談をすすめるなかで、本人への虐待を窺わせる情報に接することがあります。そのような場合は、 本人の安全を最優先にして、先ず関係機関へ虐待の通報をし、本人の安否確認をしています。
- 6. 任意後見契約は、毎月相談があります。誰に受任者(任意後見人)を 依頼するか、具体的な人選と費用(公正証書作成、任意後見人などへ の報酬)を慎重に検討するためか、実際の契約締結までは、相当の時 間がかかっています。



出前三二講座報告

<浜須賀地区民生児童委員>



平成27年3月10日(火)浜須賀会館にて出前ミニ講座を行いました。法定後見制度及び任意後見制度について、参考用語を貼ったホワイトボードを使用しながら、事例を交え説明しました。特に法定後見制度の事例においては家庭裁判所から配布された小冊子に記載されてあるQ&Aに則った参考事例を、又任意後見制度については、実例を上げながらの説明に参加者は真剣な眼差しで聞き入っていました。家庭裁判所から借用したDVD、「成年後見~利用のしかたと後見人の仕事~」を最初に視聴した事で、制度説明時にも役に立ったと思われました。講座終了後に提出された多くのアンケートからも「とても役に立った」との意見にスタッフ一同、安堵しました。

<茅ヶ崎地区民生児童委員>

平成27年7月7日(火)午後1時30分から約1時間、茅ヶ崎市老人福祉センターにて茅ヶ崎地区 民生児童委員37名を集め、成年後見制度出前ミニ講座を行いました。

冒頭、湘南ふくしネットワークオンブズマン成年後見支援センター設立までの経緯、役割を紹介。続いて、成年後見制度や任意後見制度の基本的事項について事例を交え、分かり 易く解説し、また、後見人の仕事内容も説明しました。

質疑応答では、「後見人の職務外の仕事」や「市民が後見人になれるか」等 の質問が活発にあり、関心の高さを示していました。最後に、詳細説明を希望 される方に向け、成年後見支援センターの所在地を丁寧に紹介し終了しました。



短時間ではありましたが、参加者は資料やホワイトボードを見ながら、各講座に熱心に耳を傾けてい らっしゃいました。アンケートでも理解が深まったとする声が多かったです。

*地域包括社会福祉士勉強会報告 *

平成27年8月25日(火) 10時30分から茅ヶ崎市役所で開催された茅ヶ崎市地域包括支援センター職員による社会福祉士部会の成年後見勉強会に参加しました。

勉強会では、予め出された事例について5つのグループに分かれて検討し合いました。各グループの 編成は、市職員、地域包括職員、当センター職員から成り、活発な議論がなされました。日々担当する それぞれの現場での視点がよく現われていて、多方面から検討することの大切さを改めて感じました。

勉強会での成年後見に関する一事例の検討から、地域で本人のそのひとらしい生活を支えて行くには 地域で支援に関わる人たちが一同に会し、連携の場を持つことが必要ではないかと思いました。

やさしい任意後見活用講座・個別相談会 ~ 自 分 の 将 来 は 自 分 が き め る~

自分の将来を自分がきめることができるよう、その準備のひとつとして任意後見制度があります。 松浪人形劇サークルの皆さんによる人形劇上演後、皆さんに任意後見制度を理解・活用していただ くため、事例を交えてわかりやすく説明します。

日時: 11月14日(土)

13 時 30 分~15 時 (任意後見活用講座) 15 時 10 分~16 時

(個別相談会)

場所: 茅ヶ崎市勤労市民会館

6階A研修室

対象: 茅ケ崎市在住在勤の方

参加費:無料

後援: 茅ヶ崎市

定員: 50名

個別相談会は5組予約制

(1組50分間程度)

成年後見支援センターまで

電話・FAXで申し込み

0467 - 85 - 6660



成年後見支援センタースタッフ紹介

新しく相談員2名が加わりました。

髙橋 佳宏 田中 典子 松橋 武美 田村 左千男 三谷 智百合 原田 康生 薩摩 章子 武山 育子 **峯尾** 明美

お気軽にお電話ください。相談予約お待ちしています!!



編集後記

- · この夏、次世代のため終活を決意(c)
- · 台風、洪水、地震、雷、強行採決(Y)
- · 地域の力が支えるその人らしさ!(N)
- 人生は一度、大切に致しましょう(T)
- 妻の介護に頑張る夫の話に感動!(S)
- 円よりも縁への想いあつき夏 (H)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 成年後見支援センター

住所:茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話·FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00 (祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報は必ず守ります・要予約

